

公益社団法人宮崎市シルバー人材センター 役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益社団法人宮崎市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第 28 条第 3 項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週 3 日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 センターは、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 非常勤役員の報酬は無報酬とする。
- 3 常勤役員の報酬は月額とする。
- 4 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 常勤役員の報酬月額は、別表 1「常勤役員の報酬月額」に定める金額の範囲内として、理事会の承認を得て、決定するものとする。

(報酬等の支給日)

第 5 条 常勤役員の報酬は年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、支給日は職員給与規程第 6 条を準用するものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第 7 条 センターは役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表 2 により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第 8 条 センターは、この規程をもって、公益認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則 この規程は平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 常勤役員の報酬月額

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| (1) 理事長 | 10 万円までの範囲内 |
| (2) 常務理事 | 15 万円までの範囲内（但し、事務局長を兼ねる場合は職員給与規程による） |

別表 2 費用の額

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 非常勤役員の管内職務に係る費用 | 日当及び各非常勤役員の自宅からセンター又は開催場所までの車賃相当額で次の額 |
| 日 当 | 1 日につき 2,500 円 |
| 車賃相当額 | 理事長が別に定める金額 $37 \text{ 円/km} \times \text{距離又は実費相当額}$ |
| (2) 役員の管外職務に係る費用 | 旅費規程に定める金額 |
| (3) その他 | <u>車賃相当額</u> 理事長が別に定める金額 $37 \text{ 円/km} \times \text{距離又は実費相当額}$ |